

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 都 島 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年6月23日（金） 午後2時00分から 午後3時25分までの間	
開催場所	大阪府都島警察署 講堂	
出席者	委員	森田会長 梅崎副会長 平井委員 横路委員 宮崎委員 河田委員 北村委員 水谷委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>本日は、この場に新規受嘱となります3名の方々をお迎えし、新しい体制で警察署協議会を開催できる運びとなりました。</p> <p>何かと御多忙のところお集まりいただきました委員の皆様方、誠にありがとうございます。</p> <p>また都島警察署の皆様には、管内の治安維持のため、署長指揮の下で忙しい毎日を送られているものと拝察いたします。</p> <p>我々もまずはお互いの顔と名前を覚える等、徐々に慣れていきながら受嘱しました職務をこなしていく所存です。</p> <p>こうした中、事件や事故に関する検挙や取締りは、警察の皆様をお願いするしかありません。</p> <p>他方、犯罪が発生しにくい、あるいは、事故が起きにくい環境づくりには、官民一体となった取組みが不可欠であり、それが「安全なまちづくり」の原点であると考えております。</p> <p>警察署協議会は、今後も引き続き、警察の良きアドバイザーとして機能していく所存でありますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ当警察署協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p>	

議事概要

また、平素は、警察行政の各般にわたり御理解・御協力をいただいておりますことに対しまして、併せて御礼申し上げます。

さて、先程協議会に先立ち、委員の皆様方には公安委員会からの委嘱状を交付させていただきました。

新たに委嘱されました3名の方々におかれましては、従前から委員を務めておられます方々と交流を深めていただきながら、警察署協議会の目的等について御理解いただき、御意見をいただければと存じます。

また引き続き御協力いただける5名の皆様方におかれましては、昨年度同様に、都島区民のため、警察行政にかかる御意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

管内の治安情勢につきましては、今のところ大きな事件、事故の発生はありませんが、コロナ禍が落ち着き、経済活動等も活発化してきたことから、犯罪や交通事故は増加傾向にあります。

また、特殊詐欺につきましては、地域団体とも連携を取りながら様々な対策を講じているにもかかわらず、昨年比で約3割増の発生となっています。

このような情勢の中、当署といたしましては、より一層、検挙活動や各種抑止対策を強化していく方針であり、また特殊詐欺だけでなく、区内の犯罪や交通事故情勢をつぶさに把握しながら、現状に即した対策を講じていく所存でありますので、引き続きの御支援・御協力をお願い申し上げます。

3 管内犯罪発生状況

犯罪抑止戦略官（刑事課長代理）

- ・ 管内の刑法犯認知状況…前年同時期比+85件（+20%）
- ・ 管内の特殊詐欺認知状況…前年同時期比+6件（+55%）

4 議案報告（各課長）

- (1) 生活安全課長
特殊詐欺の被害防止対策について
- (2) 刑事課長
特殊詐欺の好検挙事例について
- (3) 交通課長
交通事故抑止対策について
- (4) 警備課長
天神祭の警備諸対策について

5 質疑応答

- (1) 成人に対する自転車走行ルールの啓発について

【委員】

自転車専用道路でない道路（特に一方通行道路）において自転車の

逆走をよく見かける。

非常に危険で、行為者は中高年層が多いが、何か成人向けの啓発を検討しているのか。

【警察】

一方通行道路における自転車の走行は、補助標識に「自転車を除く」と記載されていれば違反にならず、当署管内のほとんどの一方通行道路では自転車の走行は逆走にあたりません。

ただし、自転車は車両ですので右側通行は違反になります。

当署では、交通課員が学校や介護施設等に赴いて、「左側走行」や「交差点内での徐行、一時停止」等について安全教育を行っているほか、地域課員も地域の各種会合等に参加し、安全教育を行っています。

また、悪質極まりない自転車の運転者に対しては、交通切符を交付する等、積極的に交通指導取締りも行っています。

(2) 銀行ATM機付近での声掛けについて

【委員】

半年ほど前に、銀行ATM機の前で携帯電話をしながら何かをしようとしているお年寄りに声を掛けたことがあったが、一般人であったためか信用してくれなかった。

こんな時はどうしたらよいか。

【警察】

声を掛けていただきありがとうございました。

そのような場合はすぐに警察に通報していただければ、制服の警察官が駆けつけ、対応させていただきます。

是非、また今後もそういう方がおられたら、勇気を持ってお声掛けしてください。

警察もすぐに対処いたします。

(3) 闇バイトについて

【委員】

闇バイトが端緒となる犯罪の話を報道等で見聞きするが、インターネット上での取締り等は行っているのか。

【警察】

府警本部のサイバー犯罪に係る課が定期的にサイバーパトロールを行い、闇バイトに限らずインターネットを利用したあらゆるサイバー犯罪の取締りを実施しています。

(4) 特殊詐欺抑止対策にある録音機器無償貸出について

【委員】

先月末、管内居住者の親が特殊詐欺のアポ電を受けたという事例があったが、この方は録音機器の無償貸出制度について知らなかった。

どのように周知を図っているのか。

【警察】

各種防犯キャンペーンや区民だより等を通じて周知を図っているところですが、今後も「交番だより」「交番即報」等の活用や、各種防犯キャンペーン等を通じ、一層の周知徹底を図って参りたいと考えております。

【委員】

自治会に入らない家庭も多くなっている。

ポスター等を作成してもらえれば、町会の掲示板等に掲示し周知を図ることもできる。

【警察】

ポスター等の作成・配布についても検討させていただきます。